平成２６年（フ）第８８４号
千葉県習志野市谷津３丁目29番14―403号
債務者　渡邊　　栄
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９０９号
千葉市美浜区真砂４丁目４番１棟1312号
債務者　横井美枝子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２１７号
岡山県倉敷市二子138番地４
債務者　浮　　史子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１６６９号
札幌市白石区北郷５条４丁目12番40号
債務者　豊田香緒理
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７２４号
札幌市南区真駒内泉町４丁目２番１―402号
債務者　天野　希望
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７６８号
札幌市東区北17条東13丁目１番７号　ミカホパナハイツ203号
債務者　高橋　博昭
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８５２号
札幌市豊平区美園１条４丁目３番18号　メゾンフルール101号
債務者　秋山　幸治
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８５３号
札幌市豊平区美園１条４丁目３番18号　メゾンフルール101号
債務者　秋山　弥生
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８６６号
札幌市中央区南12条西23丁目１番17―303号
債務者　清水香代子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８７８号
札幌市清田区北野７条４丁目11番20―205号
債務者　伊井　　聰
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８７９号
札幌市清田区北野７条４丁目11番20―205号
債務者　伊井　佳澄
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８８５号
北海道北広島市西の里南２丁目11番地４　西の里ツインハウスＡ
債務者　池田　和彦
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９６３号
札幌市白石区北郷８条４丁目９番28号　フロスティ北郷Ｂ―202号
債務者　岡崎　　肇
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２００５号
北海道千歳市栄町１丁目10番地の11
債務者　小嶋　正敏
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０１１号
札幌市北区麻生町４丁目９番14号　フロンティア麻生４―101号
債務者　田森　うみ
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０４４号
札幌市中央区南12条西７丁目１番20―401号
債務者　菅原　知絵
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３０２号
群馬県渋川市上白井1935番地
債務者　押江　未歩
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３１６号
群馬県伊勢崎市宮前町1550番地５　セラヴィ伊勢崎Ｂ302
債務者　舟山美智子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係